独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	中部飼料株式会社		コード	2053
提出日	2024/6/4	異動（予定）日	2024/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	太田和人	社外取締役	○										△					有
2	亀井　淳	社外取締役	○										△					有
3	柴田由紀	社外取締役	○													○		有
4	束村博子	社外取締役	○													○	新任	有
5	柴垣信二	社外監査役	○													○		有
6	大橋英之	社外監査役	○													○		有
7	茂野祥子	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	太田和人氏は、当社の主要金融機関である株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）に勤務しておりましたが、同氏は2002年10月に同行を退職しております。	太田和人氏は、長年にわたり企業の取締役を務めるなど、企業経営において豊富な実績及び経験を有しております。独立した客観的な立場で経営の透明性の向上及び取締役会の監督機能強化に貢献し、当社の社外取締役としての役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。当社は、自己資本比率50%以上を有していることや、株式会社三井住友銀行からの借入依存度が突出していないこと、また、同行の当社株式に対する持株比率が５%以下であることから、同行が当社の意思決定に重要な影響を与えるとの認識はございません。同氏は、2002年10月に同行を退職しており、同行と同氏の間に特別な利害関係はありません。また、当社と同氏の間に特別な利害関係はありません。以上のことから、当社は同氏の独立性が十分に確保され、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
2	亀井淳氏は、当社の畜産物の販売先であります株式会社イトーヨーカ堂を含む株式会社セブン＆アイ・ホールディングスグループに勤務しておりましたが、現在は退職しております。	亀井淳氏は、長年にわたり企業の代表を務めるなど、企業経営において豊富な実績及び経験を有しております。独立した客観的な立場で経営の透明性の向上及び取締役会の監督機能強化に貢献し、当社の社外取締役としての役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。また、同氏が過去に勤務していた株式会社イトーヨーカ堂を含む株式会社セブン＆アイ・ホールディングスグループは、当社の畜産物の販売先の一つでありますが、会社法施行規則第２条第３項第19号ロの「主要な取引先」には該当しないものと判断しております。なお、同氏と同社グループとの間には、特別な利害関係はありません。また、当社と同氏との間においても特別な利害関係はありません。以上のことから、当社は同氏の独立性が十分に確保され、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
3	該当事項はありません。	柴田由紀氏は、長年にわたり企業法務に携わり、同業務に関する豊富な知見を有しております。独立した客観的な立場で経営の透明性の向上及び取締役会の監督機能強化に貢献し、当社の社外取締役としての役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、同氏の独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
4	該当事項はありません。	束村博子氏は、長年にわたり生殖科学・神経内分泌学の研究に携わり、生命農学に関する豊富な知見を有しております。また、名古屋大学にて総長補佐、副理事、男女共同参画室長、同センター長、副総長（多様性・男女共同参画担当）を務められ、研究以外においても豊富な実績及び経験を有しております。独立した客観的な立場で経営の透明性の向上及び取締役会の監督機能強化に貢献し、当社の社外取締役としての役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、同氏の独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
5	該当事項はありません。	柴垣信二氏は、長年にわたり経理業務に携わり、同業務に関する豊富な知見を有しております。また、企業の取締役を長年歴任するなど企業経営においても豊富な実績及び経験を有しております。中立的かつ客観的な視点から経営を監査・監督することができ、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間において特別な利害関係はなく、同氏の独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
6	該当事項はありません。	大橋英之氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。中立的かつ客観的な視点から経営を監査・監督することができ、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間において特別な利害関係はなく、同氏の独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

7	該当事項はありません。	茂野祥子氏は、弁護士として企業法務及びコンプライアンス関連業務等に従事し、豊富な経験及び専門的な知見を有しております。中立的かつ客観的な視点から経営を監査・監督することができ、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間において特別な利害関係はなく、同氏の独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。